

令和6年度第2回

南国市農業委員会議事録

令和6年5月8日(水)

令和6年度第2回農業委員会議事録

日 時 令和6年5月8日（水） 午後1時30分～午後3時

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請の件
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (4) 南国市農用地利用集積計画の件
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について
- (6) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件

議案外

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出の件
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (3) 使用貸借の合意解約通知の件
- (4) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件
- (5) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
- (6) 農地法第5条の規定による許可申請の取り消し願の件
- (7) 農地法第5条の規定による届出の取り消し願の件
- (8) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の取下げ願いの件
- (9) 非農地証明願の件

出席者（農業委員 15名）

会長 濱田 好典 第一副会長 池 正人 第二副会長 鈴木 郁馬

4番 杉本 和繁 5番 高芝 澄生 6番 末政 隆一 7番 楠瀬 理枝

11番 植野 永子 12番 松岡 清 13番 今井 まち 14番 窪田 理佳

15番 山本 桂 16番 平田 修三 18番 田岡 崇 19番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 4名）

1番 金田 善充 2番 山本 修平 8番 武市 忠雄 17番 垣内 育男

出席者（農地利用最適化推進委員 11名）

1番 西本 良平 5番 和泉 依 6番 門田 理博 7番 利岡 邦彦

11番 山北 泰司 12番 北村 一弘 13番 武内 俊暁 14番 中村 和雅

15番 岡田 廣志 16番 橋詰 昌明 17番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 6名）

2番 齋藤 喜美子 3番 門田 俊一 4番 笥 和幸 8番 西岡 祐三

9番 武市 憲雄 10番 北原 章吾

出席職員

事務局長 弘田 明平 次長兼係長 清岡 さゆり

主 査 穂積 孝昌

議事録署名委員

7番 楠瀬 理枝 11番 植野 永子

| | |
|-------------|---|
| <p>会長</p> | <p>ただいまから第2回定例総会を始めます。議案第1号、農地法第3条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和6年5月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数3件。申請受理面積、田5,843㎡、畑74㎡、計5,917㎡。まず初めに、受付番号12号と13号は田岡委員が代理人となっておりますので先に審議を行います。また、4条の受付番号1号も同じく田岡委員が代理人となっており、3条の13号と4条の1号は関連する案件ですのでまとめて説明を行います。議事参与の制限により田岡委員退室をお願いします。</p> <p>(田岡委員 退室)</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> |
| <p>清岡次長</p> | <p>議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。受付番号12号です。譲受人は74歳。申請地は、物部の田、922㎡、売買による所有権移転です。譲受人は以前から申請地を耕作しており、この度、県外に住む譲渡人からの要望により取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。取得後は、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。12号については以上です。</p> <p>受付番号13号です。譲受人は59歳。申請地は、田村の田で、2,851㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望と、規模拡大するため取得します。譲受人は、トラクターなどを所有していないため、田植えや刈り取りなどは作業委託します。農作業歴は4年です。農作業には本人が従事します。取得後は、水稻や野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。次に譲受人の経営農地について説明します。譲受人の経営農地には、転用の手続きがないまま、一部、碎石等が敷かれ違反転用状態になっている農地と、市外には管理が不十分なため、草刈りなどの指導を行っている農地があり、現在、全部効率耕作要件が満たされていない状況です。違反転用状態の農地については、農地転用の許可申請が提出され、本日の議案第2号でご審議いただくことになっております。また、市外の農地については、指導通りの対応がなされたら、再度確認をする予定です。なお、違反転用については、穂積のほうから説明をさせていただきます。</p> |
| <p>穂積主査</p> | <p>それでは4条申請について説明いたします。受付番号1号です。議案書は7ページ、別紙位置図は2ページをお願いします。申請地は明見の登記田、現況畑の234㎡、駐車場への転用です。申請人によりますと、申請地は●●の参道に隣接しており、かねてから神社の駐車場にしてほしいとの要望があったため本申請に至ったとのことです。こちらの案件につきましては、先ほど次長からも説明のあった通り違反転用状態の案件です。当日配布資料をお手元にご用意ください。2ページをお願いします。現地写真になりますが、許可を得る前に一部碎石を敷いている状況です。このことにつきまして、申請人より始末書の提出がありますので、3ページをご覧ください。本申請で既に碎石を敷いてしまっている部分の是正と、残りの農地部分の転用許可を得る計画です。農地</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>会長</p> | <p>区分はとさでん交通長崎駅から概ね300m以内にある農地で第3種農地に該当し立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙3ページです。配置は図の通りです。造整計画は特になし。整地計画は砕石敷き。進入計画は隣接する農道から。排水計画については、自然浸透です。周囲の状況については、東側境内地、西側農地、南側公衆用道路、北側は農道及び水路を挟み宅地であり、申請人より被害防除計画書の提出がありますので、当日配布資料4ページをお願いします。現地確認の担当委員より、被害防除計画に問題はなく、周辺農地への悪影響はないとの意見を頂いております。他法令については、開発許可不要であることを確認しております。説明は以上です。</p> <p>事務局より説明がありました。受付番号13号について、譲受人の所有する南国市の一部の農地は違反転用状態、南国市外の農地は管理不十分の状態となっております。南国市の違反転用状態の農地については、事務局より説明のありました通り是正のための4条申請が提出されております。また、南国市外の農地については、譲受人より近日常に是正するとの申し出があります。3条申請につきましては、所有農地の是正を条件として許可相当としてよろしいか判断をお願いします。なお、この場合の許可日につきましては、是正が完了した日となります。以上、何かご質問やご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、議案第1号の受付番号12号は許可、13号は所有農地の是正を条件とし許可、議案第2号の1号は許可相当であるとの意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。</p> <p>(田岡委員 入室)</p> <p>事務局残りの案件をお願いします。</p> |
| <p>清岡次長</p> | <p>受付番号11号です。譲受人は73歳。申請地は、包末の田、2筆で、計2,070㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、また所有地の隣地で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、草刈り機などを所有しており、農作業歴は3年です。農作業には本人と子が従事しています。取得後は、ネギ、ニンニク、ブロッコリーを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。11号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしくをお願いします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。第2号の説明は先ほど終わりましたので、次に議案第3号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許</p> |

| | |
|------|--|
| 穂積主査 | <p>可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年5月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数5件。申請受理面積田6,532㎡、畑769㎡、計7,301㎡。事務局説明をお願いします。</p> <p>受付番号4号です。議案書は9ページ、別紙位置図は4ページをお願いします。申請地は片山の畑191㎡、使用貸借権の設定により自己用住宅への転用です。申請地の選定理由は近くに住む親族との相互扶助のため、とのこと。農地区分は、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙5ページです。配置は図の通りです。造整計画は特になし。整地計画はコンクリート敷き及び砕石敷き。進入計画は西側市道から。排水計画は、雨水は排水管を通して南側市道側溝に排水、汚水は浄化槽を通じて西側市道側溝に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側貸人所有地及び宅地、西側市道、南側市道、北側宅地であり、現地確認の担当委員より、周辺農地への悪影響はないとの意見を頂いております。他法令については、開発許可見込み有であること、排水及び進入に伴う占用許可を手続き中で許可見込みがあることを確認しております。</p> <p>受付番号5号です。別紙位置図は6ページをお願いします。申請地は浜改田の畑216㎡、所有権の移転により自宅の駐車場への転用です。申請地の選定理由は自宅に近く、必要なスペースを確保できるためとのこと。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他2種農地であるため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙7ページです。配置は図の通りです。用途につきましては、家族用が5台、来客用が2台とのこと。造整計画は約45cm盛土、整地計画は砕石敷き。進入計画は東側市道から。排水計画は、地下浸透です。周囲の状況については、東側市道、西側宅地、南側宅地、北側宅地であり、現地確認の担当委員より、周辺農地への悪影響はないとの意見を頂いております。他法令については、許可不要であることを確認しております。</p> <p>受付番号6号です。別紙は8ページです。申請地は立田の田3筆計2,660㎡、所有権の移転により太陽光発電施設への転用です。申請地の選定理由は非耕作地であり、日当たりが良いためです。農地区分については立田駅から概ね500メートル以内にある農地であるため第2種農地に該当し立地基準を満たします。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙9ページをお願いします。配置は図の通りです。造成、整地計画については特になくそのまま農地に設置します。進入計画については隣接する市道から。排水計画については北側エリアについては、新設暗渠を設置し、北側水路に排水、南側エリアについては既設の暗渠を設置し北側水路に放流する計画で、地元より排水に問題ない旨を確認しており、市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側農地、西側墓地及び農地、南側農地、北側墓地及び水路となっており、南側の農地の一筆から同意書を取得できていないとのことで被害防除計画書の提出があります。当日配布資料</p> |
|------|--|

の5ページに載せてありますのでご一読お願いします。現地確認にて対象農地は申請地と十分に距離があり、南側に位置することから日照等の影響も少ないとの意見を担当委員よりいただいております。他法令については開発許可不要と都市整備課に確認、令和5年4月14日付で農用地区域からの除外手続きを完了している旨を農林水産課に確認、土地開発適正化条例の届出を手続き中と都市整備課に確認しております。6号は以上です。

受付番号7号です。別紙位置図は10ページをお願いします。申請地は立田の田2筆計1,962㎡、所有権の移転により太陽光発電施設への転用です。申請地の選定理由は非耕作地であり、日当たりが良いためです。立地基準については立田駅から概ね500メートル以内にある農地であるため第2種農地に該当し立地基準を満たします。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙11ページをお願いします。配置は図の通りです。造成、整地計画については特になくそのまま農地に設置します。進入計画については隣接する市道から。排水計画については新設暗渠を設置し、南側水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨を確認しており、市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側農地、西側農地、南側農地、北側公道となっており、隣接農地から同意書をすべて取得しております。他法令については開発許可不要と都市整備課に確認、令和5年4月14日付で農用地区域からの除外手続きを完了している旨を農林水産課に確認、土地開発適正化条例の届出を手続き中と都市整備課に確認しております。7号は以上です。

受付番号8号です。別紙位置図は12ページをお願いします。申請地は立田の田2筆計1,910㎡、所有権の移転により太陽光発電施設への転用です。申請地の選定理由は非耕作地であり、日当たりが良いためです。立地基準については立田駅から概ね500メートル以内にある農地であるため第2種農地に該当し立地基準を満たします。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙13ページをお願いします。配置は図の通りです。造成、整地計画については特になくそのまま農地に設置します。進入計画については隣接する市道から。排水計画については新設暗渠を設置し、南側水路及び西側水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨を確認しており、市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側農地、西側公道及び水路、南側農地、北側公道であり、隣接農地から同意書を取得しております。他法令については開発許可不要と都市整備課に確認、令和5年4月14日付で農用地区域からの除外手続きを完了している旨を農林水産課に確認、土地開発適正化条例の届出を手続き中と都市整備課に確認しております。8号は以上です。

受付番号9号です。別紙は14ページです。申請地は十市の田、362㎡。賃借権を設定して、砂利採取を行う一時転用になります。こちらの案件は議案第6号の事業計画変更申請の1号と関連する案件ですので45ページをお願いします。位置図にあります通り、申請地の隣は既に砂利採取の一時転用の許可を受けている農地です。南国市では昨年9月の定例総会で審議し、許可相当と判断しております。転用許可を得た後に、隣接する本申請地の所有者から、自分の農地も転用してほしいとの依頼があったため申請に

至っております。5条申請で新しく砂利採取を行う農地の転用許可、6号の事業計画変更申請で既存の許可分に新しく農地が追加されるという内容になります。では5条の説明に戻りまして、申請地の農地区分は、農用区域内の農地であるため原則転用許可のできない農地ですが、農地法施行令第11条第1号に該当する一時転用であるため、例外的に立地基準を満たします。つづいて土地利用計画については別紙15ページをお願いいたします。転用許可を得た際の計画と大きく変更はありませんが、再度ご説明をさせていただきます。配置は図の通りで、隣地から2メートル以上の幅を取り砂利採取する計画です。採取する周囲にはメッシュシートを張り、進入防止対策を行います。造成計画については、掘削した表土を申請地内で分散して保管。採取後は採取前の高さと同じになるよう埋め戻しをする計画です。進入計画については、申請地北西側の南国市所有の土地から進入する計画で、南国市所有地を通行することについて、南国市財政課に問題ない旨を確認しております。排水計画については地下浸透です。周囲の状況については、北側墓地及び山林、南側海岸、東側及び西側同意のある農地となっており、周辺営農に支障はないものであると判断しております。なお、前回の許可時にも同じ農地所有者から同意書を取得してはいましたが、申請地の追加に伴い、取り直しをしてもらっております。他法令については砂利採取法の許可见込み有と確認しております。説明は以上です。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。
(質問・意見なし)

植野委員

すみません。ちょっと分からないんですけど、太陽光の件について、土地を売ってこの会社だけが建てるがですね？

穂積主査

そうです。

植野委員

農地を転用したら太陽光できるということ？

穂積主査

許可の見込みのある農地で、太陽光に転用するというので委員会に申請を出してもらって、高知県が許可したら、太陽光に転用できると思います。今回申請のあった農地は2種農地と言って転用許可见込みのあるところですので、太陽光にしたいということで申請されたのだと思います。例えば1種農地とかだったらできないです。

植野委員

もし放棄地のところを太陽光に転用して売るということはできる？

穂積主査

それも農地区分によります。2種農地ですとか、3種農地にある放棄地であれば、許可になる見込みはあるかなと思います。

植野委員

太陽光ってどれぐらい置けるんですか？

穂積主査

耐用年数のことでしょうか？大体20年になっております。

植野委員

そしたら20年たったそれを退けて住宅になるということもあり得る？

穂積主査

転用許可が出て、現況等が変われば、そこは農地ではなくなりますので農地法の許可は不要となりますけど、家を建てるのであれば、うち以外の法律の許可は必要になると思います。そこがクリアできれば住宅になる可能性はあると思います。

植野委員

そしたら持ち主がこの人だったら住宅やらなんやらできるということやね。

穂積主査

そうですね。なくはないと思いますが、それはこの申請では分かりかねる内容になり

| | |
|----------------------|---|
| 植野委員 弘田局長 植野委員 | <p>ますので。</p> <p>じゃあ放棄地の所有者に太陽光にしませんかと勧めることもできる？</p> <p>その場合は農地区分を委員さんがしっかりと見ないとだめですね。</p> <p>農地転用できるやったら太陽光した方がいいんじゃないですかっという話せるということ？</p> |
| 弘田局長 | <p>まずは農地区分が何かっというのをしっかり見極めてもらわないと。事務局に農地区分が何種農地か確認しないとやってくれるなということになります。間違えて1種農地なのにできると言うたら責任問題になりますので、軽々には言わない方がいいと思います。</p> |
| 植野委員 会長 | <p>分かりました。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事へ送付してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> |
| 清岡次長 | <p>はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和6年5月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに、受付番号63号は高芝委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。</p> <p>(高芝委員 退室)</p> <p>事務局説明をお願いします。</p> |
| 会長 | <p>議案第4号、農用地利用集積計画について説明します。議案書37ページ、63号です。借人は、74歳。申請地は久礼田の田、2筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。</p> <p>事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| 清岡次長 | <p>ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。</p> <p>(高芝委員 入室)</p> <p>事務局残りの案件の説明をお願いします。</p> <p>議案書12ページに戻っていただきまして、受付番号23号です。借人は、48歳。申請地は、稲生の田で、5年の賃貸借権を設定して、花卉、水草を作るというものです。賃料は、10aあたり約5,000円を振込するというものです。</p> <p>24号です。借人は、42歳。申請地は、下末松の田で、5年の賃貸借権を設定して、</p> |

野菜を作るというものです。賃料は、10 aあたり 9,000 円を振込するというものです。

25号、26号、27号は借人が同じたためまとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、25号が片山の田21筆、26号27号が稲生の田、4筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、25号が10 aあたり約9,800円、26号27号が5,000円を振込するというものです。

28号、29号、30号も、借人が同じたためまとめて説明します。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、西山の田畑5筆で、15年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10 aあたり3,000円を振込するというものです。

議案書17ページ、31号です。借人は44歳。申請地は、廿枝の田2筆で、10年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10 aあたり5,000円を振込するというものです。

32号、33号は借人が同じたため、まとめて説明します。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、田村の田10筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10 aあたり約9,000円を振込するというものです。

議案書19ページ、34号です。借人は、59歳。申請地は、下野田と上野田の田7筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

次の35号から、議案書23ページの41号までの7件は、借人が同じたため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、35号から39号までが、稲生の田9筆、40号と41号が、片山の田11筆で、いずれも5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

議案書23ページ、42号から、議案書27ページの48号までの7件も、借人が同じたため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田18筆で、いずれも5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

議案書27ページの49号から、議案書29ページの52号までの4件も、借人が同じたため、まとめて説明します。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、49号から51号までが西山の田8筆、52号が陣山の田11筆で、いずれも15年の使用貸借権を設定または更新して、水稻を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。

次に相対の利用権設定になります。議案書31ページ、53号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。今回が初めての利用権設定のため、営農計画書が提出されています。申請地は、西山の田4筆で、5年の賃貸借権を設定して、イモ、大根、キウイを作るというものです。賃料は、4筆で20,000円を振込するというものです。

54号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田で、10年の賃貸

借権を設定して、水稻を作るといふものです。賃料は、10 a あたり米30 kgを物納するといふものです。

議案書32ページ、55号、56号、57号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、42歳。申請地は、55号が田村の田7筆で2年、56号、57号が大桶の田6筆で5年の賃貸借権を設定して、サニーレタスを作るといふものです。賃料は、10 a あたり10,000円を現金で支払うといふものです。

議案書34ページ、58号です。借人は、41歳。申請地は、岡豊町吉田の田で、5年の賃貸借権を設定して、オクラを作るといふものです。賃料は、10 a あたり5,000円を振込するといふものです。

59号、60号、61号、62号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、64歳。申請地は、片山の田15筆と岡豊町中島の田3筆で、5年の賃貸借権を設定または更新して、水稻、ニンニク、レタスを作るといふものです。賃料は、水稻のところは10 a あたり、米60 kgを物納、ニンニク、レタスのところは5,000円を振込するといふものです。

64号です。借人は、51歳。申請地は、三島の田3筆で、3年の賃貸借権を更新して、青ネギを作るといふものです。賃料は、10 a あたり10,000円を現金で支払うといふものです。

議案書38ページ、65号です。借人は、53歳。申請地は、廿枝の田2筆で、7か月の賃貸借権を更新して、人参を作るといふものです。賃料は、10 a あたり10,000円を振込するといふものです。

66号です。借人は、27歳。今回が初めての利用権設定のため、営農計画書が提出されています。申請地は、立田の田2筆で、1年の使用貸借権を設定して、トウモロコシを作るといふものです。

67号です。借人は、75歳。申請地は、比江の田で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。

68号です。借人は、53歳。申請地は、廿枝の田4筆で、7か月の使用貸借権を更新して、人参を作るといふものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議お願いします。

会長

事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について、農地法第33条第1項に該当する農地について、農地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、公益財団法人高知県農業公社に対し要請してよいか審議を願います。令和6年5月8日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。事務局、説明をお願いします。

| | |
|------|--|
| 清岡次長 | <p>促進計画の要請について説明いたします。議案書41ページをお願いします。5号と6号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、46歳。申請地は西山の田、4筆で、令和8年2月8日までの使用貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。</p> <p>続きまして7号から、議案書43ページの11号までの5件は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、西山の田11筆です。期間は、7号と8号が令和8年2月8日まで、9号が令和8年10月7日まで、10号と11号が令和8年3月8日までの使用貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。以上、促進計画要請の説明になります。ご審議お願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年5月8日、南国市農業委員会会長、濱田好典、申請受理件数2件、申請受理面積、田2,349㎡、畑54㎡、計2,403㎡。事務局、説明をお願いします</p> |
| 穂積主査 | <p>受付番号1号は先ほど説明しましたので2号をお願いします。申請地は領石の農地299㎡の内208㎡で、領石川橋耐震補強工事に伴う残土仮置き場として許可を得ておりました。もともと、工事の完了日を令和6年2月28日としておりましたが、工事の遅延に伴い令和6年10月1日まで期間を延長したいとの申請です。なお、本来であれば元々の工事の完了日である2月28日までにこちらの変更申請の許可を得る必要がありましたが、申請人の失念により抜かっておりましたので始末書の提出があります。当日配布資料の6ページをご一読ください。説明は以上です。変更申請を認めて良いか審議をお願いします。</p> |
| 会長 | <p>事務局より説明がありました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了です。議案外はお目通しください。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時終了)</p> |

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和6年6月7日

会 長 濱田 胡典

議事録署名委員 楠瀬 理枝

議事録署名委員 植野 永子